

基発 0 2 1 7 第 3 号
職発 0 2 1 7 第 1 号
平成 2 6 年 2 月 1 7 日

都道府県労働局長 殿

労働基準局長
(公 印 省 略)
職業安定局長
(公 印 省 略)

「福島県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」の制定について

東日本大震災による被害に対する労働保険料、特別保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）並びに障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納期限等」という。）の延長措置については、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成 23 年 3 月 24 日付け基発 0324 第 1 号・職発 0324 第 9 号）により通知したところであるが、本日、別紙のとおり、「福島県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」（平成 26 年厚生労働省告示第 30 号）が告示された。

その内容は下記のとおりであるので、貴下職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。ただし、申請によって、さらに納期限等を延長することも可能であることから、その具体的な取扱いについては別途通知する。

また、障害者雇用納付金関係の対策については、別添のとおり、本日付けで独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛てに通知しているところであり、事業主から照会があった際には、下記の内容を説明した上で、必要に応じて事業主から独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に照会するよう教示されたい。

記

福島県の一部市町村（別表参照）に所在地を有する事業主等に係る労働保険料等及び当該地域内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金の延長後の納期限等は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 26 年 3 月 30 日までにその期限が到来するものについて、平成 26 年 3 月 31 日とすること。

○平成26年3月31日を延長後の納期限等として厚生労働省告示による指定を行う地域

都道府県名	地 域
福島県	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楡葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

〔法 律〕
○独立行政法人科学技術振興機構法の
一部を改正する法律(一)
○地方交付税法の一部を改正する法律
(二)

〔政 令〕
○補助金等に係る予算の執行の適正化
に関する法律施行令の一部を改正す
る政令(三六)

〔省 令〕
○平成二十五年度分の地方交付税の交
付額の特例に関する省令の一部を改
正する省令(総務六)
○独立行政法人科学技術振興機構に関
する省令の一部を改正する省令
(文部科学七)
○小型船舶操縦士試験機関に関する省
令の一部を改正する省令
(国土交通一一)

〔告 示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登
録政治資金監査人名簿に登録した者
を公告する件(政治資金適正化委九)
○出入国管理及び難民認定法第七条第
一項第二号の基準を定める省令の留
学の在留資格に係る基準の規定に基
づき日本語教育機関等を定める件の
一部を改正する件(法務六四)
○出入国管理及び難民認定法別表第一
の二の表の技能実習の項の下欄に規
定する団体の要件を定める省令第一
条第一号トの規定による技能実習を
監理する団体及び出入国管理及び難
民認定法第七条第一項第二号の基準
を定める省令の表の法別表第一の二
の表の技能実習の項の下欄第一号ロ
に掲げる活動の項の下欄第二十九号
の規定による技能実習を定める件の
一部を改正する件(同六五、六六)
○出入国管理及び難民認定法別表第一
の二の表の技能実習の項の下欄に規
定する団体の要件を定める省令第一
条第一号トの規定に基づき監理団体
を定め、出入国管理及び難民認定法
第七条第一項第二号の基準を定める
省令の表の法別表第一の二の表の技
能実習の項の下欄第一号ロに掲げる
活動の項の下欄第二十九号の規定に
基づき技能実習を定める件の一部を
改正する件(同六七、六八)

○福島県の一部の地域における社会保
険料及び労働保険料等の納期限等を
指定する件(厚生労働三〇)

○農林物資の規格化及び品質表示の適
正化に関する法律の規定に基づき、
登録認定機関の登録を更新した件
(農林水産二四〇、二四一)

○農業災害補償法の規定に基づき、家
畜共済の共済掛金標準率等を定める
件(同二四二)

○農業災害補償法第二百十條の六第五
項の規定に基づき同項の特定の収穫
共済の共済目的の種類等につき農林
水産大臣が定める細区分を定める等
の件の一部を改正する件(同二四三)

○農業災害補償法の規定に基づき、平
成二十七年産のうんしゅうみかん、
りんご、ぶどう、なし、もも、いよ
かん、おうとう、びわ、かき、くり、
うめ、すもも、キウイフルーツ及び
パインアップル並びに平成二十八
産のなつみかん及びびかんきつ類の果
樹(うんしゅうみかん、なつみかん
及びいよかんを除く)の果実の一キ
ログラム当たり価額として農林水産
大臣が定める金額を定める件
(同二四四)

○平成二十六年産の水稲及び陸稲に適
用する一キログラム当たり共済金額
の範囲を定める件(同二四五)

○消費生活用製品安全法第十九条第二
項において準用する第十八条第一項
の規定に基づき登録の更新を行った
件(経済産業三一)

○指定試験機関から事務所所在地の
変更の届出があった件
(国土交通一三二)

○船舶安全法に基づく型式承認等をし
た件(同一三三)
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の
一部を改正する告示
(海上保安庁一三)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

防衛省

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項

第二次食育推進基本計画の変更につい
て(食育推進会議)
中国地方整備局公示(中国地方整備局)

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、特定保険募集
人の所在の確知等、行政手続法第十
五条第三項の規定、建設業の営業の
停止命令関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

福島県	都道府県名
田村市 南相馬市 伊達郡川俣町 双葉郡広野町 双葉郡楡葉町 双葉郡富岡町 双葉郡川内村 双葉郡大熊町 双葉郡双葉町 双葉郡浪江町 双葉郡葛尾村 相馬郡飯館村	地域

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長

「福島県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」の制定について

東日本大震災による被害に対する障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納付期限等」という。）の延長措置については、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成23年3月24日付け職発0324第8号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙のとおり、「福島県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」（平成26年厚生労働省告示第30号）が告示された。

その内容は下記1のとおりであるので、下記2の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

- 1 福島県の一部市町村（別表参照）に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金（以下「当該地域に係る障害者雇用納付金」という。）の延長後の納付期限等は、平成23年3月11日から平成26年3月30日までにその期限が到来するものについて、平成26年3月31日（以下「本件期限」という。）とすること。なお、本件期限までに納付金の申告又は納付ができないと認める場合には、事業主の申請により期日を指定して当該期限を延長するものであること。
- 2 本件期限到来後は、当該地域に係る障害者雇用納付金についても、一定の要件に該当すれば、延長通知記の2の「個別の申請による障害者雇用納付金の納付猶予措置」の対象となるので、このことについて1の内容と併せて周知を図り、相談に応じるなど、事業主等に対して適切な対応をすること。

別表

○平成26年3月31日を延長後の納付期限等として厚生労働省告示による指定を行う地域

都道府県名	地 域
福島県	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楡葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村